

受付No. _____
受付日 年 月 日
地協受付日 年 月 日

**組合（支部）または本人→あい法律事務所 荒巻郁雄弁護士 [F A X ・ 054-252-7571]
[T E L ・ 054-252-7570]**

**注意、 申込みは、まず必ずこの用紙を使用し、弁護士への直接の電話は御遠慮下さい。
（相談に関するお問い合わせは、静岡地協[T E L ・ 054-288-3950]まで）**

『くらしの法律相談』相談申し込み用紙

(ふりがな)		住 所	
相談者お名前		※連絡先電話	— —
		F A X	— —
組合名・支部名			
所属組合の担当者	(電話)		

※連絡先は、昼間連絡が取れるところをお願いします。会社の場合はその旨記載して下さい。

相談方法 (いずれかに○印)	電話・面談(希望日時： 月 日 : ~) *必ずこの用紙をご使用して、F A Xにて法律事務所にお申し込み頂き その後相談者から電話にて希望日時の確認連絡をして下さい。都合が 合わない場合には、弁護士と直接、日程の調整をして下さい。
《相談事項》該当の項目に○印を付けて下さい。 ご相談の際は、下記の書類及び関係すると思われる書類などをご用意下さい。 電話相談の場合は、この用紙と共に関係書類(コピー)をお送り下さい。 ①交通……交通事故証明書、事故状況報告書、現場見取図、診断書、現場や車の写真等 ②土地・建物……土地・建物の登記簿謄本、公図、土地・建物の図面、契約書(売買・賃貸借) 領収書、現場の写真等 ③相続……相続関係図、戸籍謄本、相続財産一覧表等 ④夫婦……戸籍謄本、住民票等 ⑤親子・教育……戸籍謄本、住民票等 ⑥金 銭……借用証明書、金銭消費貸借契約、請求書等 ⑦その他……()	
新 規 ・ 継 続 (年 月 日に相談した)	

《具体的な相談内容》

※ 注意事項等が裏面に記載されていますので、ご一読下さい。

《注意事項》

1. 相談の申し込みはこの用紙を使用して、相談者→（所属組合）→弁護士の方法でお申し込み下さい。
2. 「相談」は基本的には無料ですが、「相談」以上の実務になった場合は、弁護士との個別契約となり、費用の自己負担が必要となります。
3. F A Xでの相談の場合、弁護士からの回答は、電話または面談とさせていただきますのでご承知おき下さい。
4. 弁護士が相談者の地元へ出向く必要が生じた場合は、弁護士に対して下記の日当・交通費が必要となります。
5. ご記入いただいた内容については、『個人情報保護法』の理念に基づき、「くらしの法律相談」の目的以外には使用しません。

《日 当》

拘束時間 (移動時間を含む)	日 当
4時間未満	5,000円
4時間以上	10,000円

《交通費》

場 所	交通費
熱海市・伊東市など伊豆東海岸地区（下田市含む）	7,000円
田方郡以南の伊豆西海岸地区	6,000円
三島市・沼津市（旧戸田村を除く）・裾野市・御殿場市・駿東郡など沼駿地区	5,000円
富士・富士宮地区	3,000円
静岡市（葵区、駿河区）	無 料
上記以外の中部地区	1,000円
大井川以西・天竜川以东の西部地区	3,000円
天竜川以西の西部地区	5,000円